

# 私立学校における学校安全の推進について

## 1. 学校安全計画の策定

学校安全計画は、学校保健安全法第 27 条により全ての学校において策定し、これを実施することが義務付けられていることから、未策定の学校においては確実に策定すること。その際、学校安全計画の中に、①学校の施設設備の安全点検、②児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全指導、③教職員に関する研修について盛り込むこと。また、学校安全計画は、毎年度、学校の状況や前年度の学校安全の取組状況等を踏まえ見直しを行った上で策定されるべきものであり、随時、見直しを行うこと。

### <学校安全計画を策定している学校>

	平均	国立	公立	私立
平成 27 年度実績	96.5%	98.5%	99.9%	<b>83.8%</b>

### <定期的又は必要に応じて、学校安全計画の見直しを行った学校>

	平均	国立	公立	私立
平成 27 年度実績	92.9%	97.7%	96.7%	<b>75.6%</b>

※調査対象校：国公立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、幼稚園、幼保連携型認定こども園

【参考】学校安全参考資料「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育（平成 31 年 3 月）

[https://anzenkyouiku.mext.go.jp/mextshiryou/data/seikatsu03\\_h31.pdf](https://anzenkyouiku.mext.go.jp/mextshiryou/data/seikatsu03_h31.pdf)

※126 ページから 135 ページに学校安全計画例を掲載

## 2. 危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）の作成

危険等発生時対処要領は、学校保健安全法第 29 条により全ての学校において、危険等が発生した際に教職員が円滑かつ的確な対応を図るため作成が義務付けられている。未作成の学校においては、不審者侵入や自然災害への対応のほか、あらゆる場面における様々な危機事象を想定し、確実に作成すること。また、学校の教職員に対する周知、訓練の実施その他の危険等発生時において教職員が適切に対処するために必要な措置を講じ、随時、見直しを行うこと。

なお、危険等発生時対処要領の作成・見直しをする際には、学校が立地する自治体の地域防災計画や国民保護計画等についても考慮すること。

### <危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）を作成している学校>

	平均	国立	公立	私立
平成 27 年度実績	97.2%	100.0%	99.9%	<b>87.0%</b>

### <定期的又は必要に応じて、危機管理マニュアルの見直しを行った学校>

	平均	国立	公立	私立
平成 27 年度実績	90.5%	96.2%	95.2%	<b>70.0%</b>

※調査対象校：国公立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、幼稚園、幼保連携型認定こども園

【参考】学校の危機管理マニュアル作成の手引（平成 30 年 2 月）

[https://anzenkyouiku.mext.go.jp/mextshiryou/data/aratanakikijisyou\\_all.pdf](https://anzenkyouiku.mext.go.jp/mextshiryou/data/aratanakikijisyou_all.pdf)

学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き（平成 24 年 3 月）

<https://anzenkyouiku.mext.go.jp/mextshiryou/data/saigai02.pdf>

### 3. 学校事故対応に関する指針に基づく対応

学校における事故の発生を未然に防ぐとともに、学校の管理下で発生した事故に対し、学校及び学校の設置者が適切な対応を図るため、文部科学省に設けられた有識者会議において検討を行い、平成 28 年 3 月に「学校事故対応に関する指針」に取りまとめたところ。

本指針では学校や学校の設置者等に対し、

- ・保護者や地域、関係機関等との連携・協働体制の整備
- ・学校内や学校設置者から学校への事故事例の共有
- ・学校の管理下で発生した死亡事故及び重篤な事故についての学校から設置者等への報告
- ・学校設置者による死亡事故についての検証・分析

を求めているところ。

特に、死亡事故や、本指針に基づく詳細調査を実施した場合は、国に対する報告が必要であり、引き続き適切に対応すること。

【参考】学校事故対応に関する指針（平成 28 年 3 月）

<https://anzenkyouiku.mext.go.jp/guideline-jikotaiou/index.html>

# 学校安全計画

## 概要・作成状況

- 学校保健安全法第27条（平成21年改正で追加）に基づき各学校で策定。
- 全ての学校（1条校）に作成義務。（専修学校、幼保連携型認定こども園にも準用）
- 学校の安全に関する取組（安全教育・安全管理の両方を含む）の年間計画。
- 每学期1回以上、計画に基づく点検を行う義務（施行規則第28条）。







学校保健安全法（抄）  
（学校安全計画の策定等）

第二十七条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。

## 策定状況（27年度末）

策定している学校の割合		96.5%
策定している学校のうち、安全指導について盛り込んでいる学校の割合		99.2%
策定している学校のうち、職員研修等について盛り込んでいる学校の割合		87.9%
策定している学校のうち、計画の見直しを行った学校の割合		92.9%
策定している学校のうち、計画や安全教育等の学校安全の取組を保護者に周知している学校の割合		77.9%

### 記載内容例（小学校）

	4月	5月	6月	7月・8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
安全教育	・安全な登下校	・防犯教室 	・安全なプールの利用の仕方	・自転車乗車時の約束 	・校庭や屋上の使い方の決まり	・乗り物の安全な乗り降りの仕方	・校庭や屋上の使い方の決まり	・冬休みの安全な過ごし方	・「おかしも」の約束	・身近な道路標識 	・けがをしやすい時間と場所
安全管理	・避難路の確認	・諸設備の点検	・学校環境の安全点検及び整備	・夏季休業前や夏季休業中の校舎内外の点検	・校庭や屋上など校舎外の整備	・校外学習時の道路の歩き方	・安全な登下校 	・凍結路や雪道の歩き方	・防災用具の点検・整備 	・学区内の安全施設の確認	・1年間の評価と反省
組織活動	・春の交通安全運動期間の街頭指導 	・熱中症予防と発生時の対応	・地域ぐるみの学校安全推進委員会	・地域パトロール意見交換会	・秋の交通安全運動期間の街頭指導	・学校安全委員会	・地域教育会議	・年末年始の交通安全運動の啓発	・地域パトロール意見交換会	・学校安全委員会	・地域ぐるみの学校安全推進委員会

※学校安全資料「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育」に記載例を示している

# 危機管理マニュアル(危険等発生時対処要領)

## 根拠・作成状況

- 学校保健安全法第29条（平成21年改正で追加）に基づき各学校で作成。
- 全ての学校（1条校）に作成義務。（専修学校、幼保連携型認定こども園にも準用）
- 危険発生時に学校の教職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めたマニュアル。

作成率	97.2%
作成している学校のうち盛り込んでいる内容の割合	生活安全 92.8%
	災害安全 97.3%
※いずれも27年度末	交通安全 68.3%

### 学校保健安全法（抄）

（危険等発生時対処要領の作成等）

第二十九条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の実情に応じて、危険等発生時において当該学校の職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた対処要領（次項において「危険等発生時対処要領」という。）を作成するものとする。

2 校長は、危険等発生時対処要領の職員に対する周知、訓練の実施その他の危険等発生時において職員が適切に対処するために必要な措置を講ずるものとする。

3 学校においては、事故等により児童生徒等に危害が生じた場合において、当該児童生徒等及び当該事故等により心理的外傷その他の心身の健康に対する影響を受けた児童生徒等その他の関係者の心身の健康を回復させるため、これらの者に対して必要な支援を行うものとする。この場合においては、第十条の規定を準用する。

## 作成のガイドライン

※平成14年から作成

### 学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き（24.3）

- 東日本大震災を受けて、地震・津波を想定した事前、発生時、事後の危機管理について、学校防災マニュアル(危機管理マニュアルと同義)の作成、見直し、改善の行う際の留意点や手順、各種資料等を示したもの。



### 学校の危機管理マニュアル作成の手引（30.2）

- 近年の様々な安全上の課題を踏まえて、不審者侵入、交通事故、気象災害、地震・津波、弾道ミサイル発射、学校への犯罪予告などを想定した危機管理マニュアル作成の手引。特別支援学校・幼稚園における留意点も記載。



## 記載内容

### <事前の危機管理>

- ・体制整備：学校と関係機関（教育委員会、警察、医療機関、首長部局、PTAなどとの連携体制、協議会など）
- ・点検：危険箇所の抽出
  - ・分析・管理
- ・避難訓練：避難計画の策定と訓練の実施



- ・教職員研修：学校安全の中核となる教員の要請、研修、校内研修
- ・安全教育：危険予測・危険回避能力の育成、学校安全計画に基づく系統的な指導「通学路安全マップ」の作成



### <発生時の危機管理>

- ・事故発生直後の対応
  - 保護者や医療機関への一報
  - 応急手当（AEDなど）



### <事後の危機管理>

- ・安否確認
- ・引渡しと待機
- ・教育活動の継続
- ・避難所協力
- ・心のケア
- ・調査・検証・報告・再発防止等

# 学校事故対応に関する指針

## 経緯など

- 全国で、学校現場における重大事故・事件発生
  - ・ 体育活動中の事故（京都市プール事故、平成24年）
  - ・ 食物アレルギーによる給食事故（調布市給食事故、平成24年）
  - ・ 自然災害（大川小学校事故、平成23年）等
- 情報公開や原因の検証に対する学校及び設置者の対応について、国民の関心の高まり（平成26年大川小学校事故検証報告書）。
- 事件・事故後の学校側の対応を強化する必要性
- 有識者会議を開催し、事故後対応の在り方、実態調査の方法について議論（平成26年度）。事故後対応の在り方について検討（平成27年度）。
- 平成28年3月に「学校事故対応に関する指針」を取りまとめ。平成28年度から、同指針に基づく、事故後の調査の実施などを都道府県等に依頼。
- 幼稚園・認定こども園における事故、児童生徒の自殺、食物アレルギー事故には個別に対応指針があるため、本指針は適用されない。

## 実施状況

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
死亡事故 <sup>※1</sup>	36	20	21
詳細調査 <sup>※2</sup> (死亡事故)	2	2	1
詳細調査 (死亡以外)	3	3	0

※1 「指針」では学校の管理下における死亡事故について、文科省に事故直後一報することを求めている。その件数。

※2 「指針」に基づき設置者等が行った詳細報告書の件数(文科省に提出されたもの)。

※3 年度は事件・事故の発生時による。

## 指針に基づく対応

### 未然防止のための取組

- 教職員研修の充実、各種マニュアルの策定・見直し
- 安全教育の充実、安全管理の徹底
- 事故事例の共有(情報の集約・周知)
- 緊急時対応に関する体制整備

事 故 発 生

### 事故発生直後の対応

- 応急手当の実施
- 被害児童生徒等の保護者への連絡

### 初期対応時の対応

- 死亡事故及び治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う場合等重篤な事故については、学校の設置者等に事故報告
- 死亡事故については都道府県教育委員会等を通じて国に報告
- 学校による基本調査(教職員・児童生徒等への聴き取り等、調査開始から3日以内を目処に終了し、整理した情報を学校の設置者に報告)

学校の設置者による詳細調査への  
移行の判断

### 詳細調査の実施

- 学校の設置者等が、中立的な立場の外部専門家等からなる調査委員会を設置して実施
- 調査委員会又は学校の設置者は調査結果を被害児童生徒等の保護者に説明(調査の経過についても適宜適切に報告)
- 調査結果を学校の設置者等に報告、報告を受けた調査結果については、都道府県教育委員会等を通じて国に提出

### 再発防止策の策定・実施

- 学校、学校の設置者等は報告書の提言を受け、速やかに具体的な措置を講ずる、講じた措置及び実施状況について、適時適切に点検・評価
- 国は、提出された報告書を基に情報を蓄積、教訓とすべき点を整理した上で、全国の学校の設置者等に周知